みんなの暮らしの安心を支える

国民健康保険

健康保険は、病気やけがなどをしたときに、安心して医療を受けることができる制度です。わが国ではすべての人が健康保険に加入する、「国民皆保険制度」となっています。国民健康保険（以下、「国保」）は、職場の健康保険などに加入していない人を対象にした制度です。

12月1日から保険証が新しくなります

保険料の滞納がない世帯には郵送

12月1日から国民健康保険証が新しくなります。保険料を滞納していない世帯には、11月下旬までに新しい保険証を郵送します。新しい保険証の色は、一般の加入世帯が「黄緑色」、退職者医療制度の該当世帯が「肌色」です。

現在お持ちの保険証の有効期限は11月30日です。期限が過ぎると使用できません。国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターへ持参するか、ハサミで切るなど破棄してください。12月以降医療機関で受診するときは、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。

加入・脱退する場合 14日以内に届け出を

国保に関する資格が異動したときには、原則として14日以内に加入・脱退の届け出をしなければなりません。

◆加入するとき

職場の健康保険などに加入していなくて、他の市町村から転入したとき▽退職により職場の健康保険などをやめたとき▽国保加入者に子どもが生まれたとき▽生活保護を受けなくなったとき　など

※届け出が遅れると、加入した年の保険料に加えて、遅れた分の保険料を最長2年間さかのぼって一括納付してもらうことになります

◆脱退するとき

他の市町村へ転出したとき▽就職により職場の健康保険などに加入したとき▽国保の加入者が死亡したとき▽生活保護を受け始めたとき　など

※資格を喪失したのに届け出をしないと、国保の保険料の請求が続き、職場などの保険料の支払いと重複することになります。また、資格喪失後に国保の保険証を使用した場合、国保からの支給分について後から返還してもらうことになります

所得の申告を忘れずに

税務署や市民税課に所得の申告をしていない人は、国民健康保険課へ所得の申告書（簡易申告書）の提出が必要です。申告することにより、所得のない人や所得の少ない人は、保険料（均等割額と平等割額の合計額）が軽減される場合があります。

未納保険料は至急に納付を

滞納が続くと…

国保は、保険料収入と国の補助金、市からの繰入金などで運営されています。保険料がきちんと納付されないと、保険料負担の公平性を保つことができません。督促や催告、滞納整理嘱託員による訪問徴収などを実施しています。また、滞納が増えると国保制度の維持・運営が困難になり、保険料が高くなります。このため、国は滞納者対策として、平成12年度以降の保険料について、災害などの特別な事情がなく滞納した人に対して次の措置をとるよう、市に義務づけています。

《保険証の返還》

各納期限から1年以上保険料が納付されない場合は、「被保険者証」（保険証）を返還していただくことになります。分納誓約者でも、少額分納のため各納期限の納付額に追いつかず、1年を超えた滞納になると、保険証の返還対象になることがあります。

《資格書などの交付》

保険証を返還すると、代わりに「被保険者資格証明書」（資格書）を交付します。この場合、医療機関で受診したときには、診療費をいったん全額自己負担し、後日保険給付分（7割か8割）について国民健康保険課へ支給申請してもらうことになります。資格書の交付対象にならない場合でも、①各納期の納付状況が悪い②分納誓約を誠実に履行しない　③分納額が本来の納付額に追いつかない　など納付状況によっては、通常の保険証（一般証）より有効期限が短い「短期被保険者証」（短期証）を交付することがあります。

《保険給付の一時差し止め》

各納期限から1年6カ月以上保険料を滞納したときは、災害などの特別な事情がある場合を除き、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険給付の全額または一部を差し止めることがあります。

《保険給付額を滞納保険料に充当》

資格書の交付を受け、保険給付を差し止められた世帯主が、さらに保険料を滞納したときは、差し止めた保険給付額から滞納分を控除し、滞納保険料に充当することがあります（事前に通知します）。

特別な事情は届け出を

次のような特別な事情があり、保険料の納付が困難な場合は、届け出てください…世帯主がその財産につき災害を受けた、または盗難にあった▽世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかった、負傷した▽世帯主がその事業を廃止した、または休止した▽世帯主がその事業につき著しい損失を受けた　など

特別な事情について届け出が承認されない場合でも、滞納した事情について弁明できます。書面による弁明書を提出してください。

保険料滞納者に納付相談を実施

保険証が更新されるのに合わせて、保険料を滞納している被保険者を対象に、市役所本庁舎2階252会議室で、納付相談を行います。対象者には事前に通知し、納付相談のうえ、更新基準に適合すれば保険証を交付します。ただし、納付状況により、有効期限の短い保険証になる場合があります。

通知がなくても相談を受け付けますので、ご利用ください。

【日時】 11月25日～12月3日の午前9時半～正午と午後0時45分～5時。土・日曜も開設（本庁舎正面玄関からお入りください）

被保険者証番号を確認してお問い合わせください

国民健康保険課

▶加入・脱退、保険証の交付、退職者医療制度の届け出
資格係☎0798・35・3118

▶保険料の決定・減免・軽減、所得の申告
賦課係☎0798・35・3117

▶人間ドックの受付、高額療養費・療養費・出産育児一時金・葬祭費などの支給
給付係☎0798・35・3120

国保収納担当課

▶保険料の納付・還付、口座振替など
収納担当☎0798・35・3156

▶保険料の納付相談・滞納整理
収納対策担当☎0798・35・3155
滞納整理担当☎0798・35・3091

便利な口座振替などご利用ください

◆一括納付　各期ごとの納付書で納付していても、次期以降分を一括して納付することができます。希望者には一括の納付書を送付しますので、国保収納担当課へご連絡ください

◆口座振替　各期ごとまたは一括して納付する場合も、納め忘れがない口座振替が便利です。申込手続きは、預金通帳と届け出印、保険証を持ち、預金口座がある金融機関で行ってください（市外の金融機関に預金口座がある人は、国民健康保険課、各支所にある本市の口座振替依頼書が必要）

年に一度は、健診（人間ドック）を受けましょう

Aコース	Bコース	Cコース
15,280円	26,000円	37,000円

（消費税別）

西宮市国民健康保険被保険者には費用の助成制度があります。
お問い合せは、西宮市国民健康保険課（☎35-3115）まで

●水曜日を除き、平日および日曜日に 午前9時から約半日程度で健診できます。
●兵庫県2時間人間ドック指定　●政府管掌健康保険指定　●西宮市国民健康保険指定
●労働安全衛生法に基づく健診（雇入時、定期）　●骨粗鬆症検査
●特殊健診（じん肺、電離放射線、VDT、有機溶剤）

西宮健康開発センター
西宮市医師会診療所　健診部
西宮市染殿町8-3　TEL.0798(26)9497　FAX.0798(22)6746